

令和元年11月1日
宮城県公報第50号
別冊

石巻広域都市計画事業

女川町被災市街地復興土地区画整理事業に係る

換地処分の通知内容

令和元年11月1日

女川町

1 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

- (1) 住所 宮城県石巻市中里一丁目14番地の5
氏名 荒川 源次郎
- (2) 住所 宮城県石巻市元倉一丁目1番10-10号
氏名 木村 壽美子
- (3) 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗19番地の3
氏名 永沼 金一郎
- (4) 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗1番地の16
氏名 いしばし水産株式会社
- (5) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向9番地
氏名 大金 とり
- (6) 住所 宮城県仙台市元寺小路56番地
氏名 大和田 義平
- (7) 住所 宮城県仙台市川内川前丁47番地
氏名 鈴木 栄 相続人 鈴木 すげよ
- (8) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜28番地
氏名 木村 愛治郎
- (9) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜2番地
氏名 木村 寿吉
- (10) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神54番地
氏名 阿部 善蔵 相続人 阿部 桂志
- (11) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神103番地
氏名 木村 源吉
- (12) 住所 宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字大沢82番地
氏名 阿部 庄治
- (13) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜27番地
氏名 荒川 豊吉
- (14) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山60番地
氏名 大友 竜蔵
- (15) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神1番地
氏名 阿部 清五郎
- (16) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜125番地
氏名 吉田 菊治
- (17) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神25番地
氏名 大石 清治

- (18) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜 6 番地の 2
氏名 木村 喜代治
- (19) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜 1 2 番地
氏名 木村 一兵衛
- (20) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向 5 番地
氏名 直江 幸作
- (21) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜 6 5 番地の 2
氏名 菅井 譲治
- (22) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 1 4 8 番地 7
氏名 須田 種治郎 相続人 須田 譲
- (23) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 9 5 番地
氏名 阿部 和義
- (24) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 2 8 番地
氏名 阿部 清太郎
- (25) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 2 7 番地
氏名 木村 八十八
- (26) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 2 4 番地
氏名 木村 喜三郎
- (27) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 2 6 番地
氏名 木村 せん
- (28) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 2 5 番地
氏名 木村 寅吉
- (29) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 1 4 番地
氏名 木村 六三郎
- (30) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神 4 7 番地
氏名 木村 幸左エ門
- (31) 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字向山 5 4 番地の 3
氏名 高橋 太治郎
- (32) 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗 1 3 番地の 1
氏名 無限責任鷲神浜小乗浜漁業協同組合
- (33) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 2 3 5 番地
氏名 女川村女川
- (34) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川 2 6 6 番地の 2
氏名 女川村女川
- (35) 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原 4 7 9 番地の 1 6
氏名 木村 芳夫

- (36) 住所 宮城県仙台市北六番丁47番地
氏名 伊藤 孝夫
- (37) 住所 宮城県牡鹿郡石巻町石巻新田町89番地
氏名 佐藤 麟造
- (38) 住所 宮城県仙台市根岸町10番地9
氏名 瀬口 郡造
- (39) 住所 宮城県牡鹿郡石巻町石巻仲瀬5番地の5
氏名 田代 庄治郎
- (40) 住所 宮城県牡鹿郡石巻村558番地
氏名 平磯 卯三郎
- (41) 住所 宮城県仙台市荒巻字神明下9番地の17
氏名 松田 マチ
- (42) 住所 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番52-203号
氏名 株式会社宮城エンゼル
- (43) 住所 宮城県石巻市魚町二丁目1番地の2
氏名 宮城県東部鯉鮪漁業協同組合

2 通知の内容

土地区画整理法第103条第1項の規定により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分の通知をします。

- 教示：1. この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。
(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています)。
2. この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3. 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川178番地KK-8街区1画地女川町役場において掲示する。